第 403 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

1 日 時 令和5年8月22日(火)午後1時8分~1時20分

2 場 所 市長公室

3 出席者 本部長 松原市長 副本部長 平林副市長

副本部長 柏原教育長 本部員 髙橋企画財政部長 本部員 田部井総務部長 本部員 片岡市民生活部長 本部員 宗像福祉保健部長 本部員 小川子ども家庭部長 本部員 門井環境部長 本部員 小俣都市建設部長

本部員 波瀬教育部長 本部員 鈴木議会事務局長

4 事務局 冨田政策室長 森職員課長

5 欠席者

6 議 題 1 令和6年度組織改正案について

2 狛江市定員適正化計画(案)について

3 令和5年度働き方改革推進プランに基づく取組(案)について

7 会議概要

本部長 それでは、「1 令和6年度組織改正案について」説明をお願いする。

- 事務局 各部からの意見について、検討した。子どもへの支援について、必要性が顕在化している支援については構築が進められているところだが、予防的な支援体制の構築の必要性についての意見があった。令和6年度当初からの配置等にこだわることなく、引き続き担当部署で検討いただきたい。子ども家庭課の相談支援係の係名称について、福祉相談課の相談支援係との重複があることについて、検討を行ったが、市民視点での相談しやすさを重視し、現行案のままとする。専門職を増やさず事務職を増やすのかという意見について、福祉・子育て部門の強化という趣旨から保健・福祉職の専門職と事務職を同程度増やす見込みであるため、該当しないと考えている。当初提案したとおりであり、変更はない。本会議で了承いただければ、職員組合に提案する。
- 本 部 長 質問・意見等なければ、本件については承認とし、「2 狛江市定員適正化計 画 (案) について」説明をお願いする。
- 事務局 各部からの意見として、従来の定員に加えて、派遣・育休対応としてプラスαの人員を見込むことに対して、政策的な派遣も加えるべき、という意見については、そのような派遣も勘案した目標職員数となっているため、修正なし。また、柔軟な職員配置について、応援体制をとるために兼務職員を出した課に対する配慮が必要であるという意見については、部課内で配慮するものであるため、定員適正化計画に記載することは考えていない。その他、数字を修正したが、内容に

ついては変更なし。

- 本 部 長 質問・意見等なければ、本件については承認とし、「3 令和5年度働き方改 革推進プランに基づく取組(案)について」説明をお願いする。
- 事務局 各部からの意見への回答。勤務間インターバルの導入について、都はインター バルを原則11時間としているが、市では絶対退庁時間が午後8時30分、始業時 間が午前8時30分としており、インターバルは現状とれていると考えている。 また、必要に応じて、今回導入予定の時差出勤制度を使用することで、より柔軟 な対応も可能となる。時差出勤者がいる場合の人員体制については、各職場にお けるマネジメントの中で調整をお願いする。週休3日制度の導入について、国は 2025年を目途に導入を検討している。今回は、現時点で既に行っているものや、 また令和5年10月又は令和6年度から実施を予定しているものを記載しており、 週休3日制については、働き方改革の視点からも今後課題を含めて検討していく。 長期在職者への対応について、一概に長期在籍者が硬直化を招くものではないと いう意見について、今回は業務が人に張り付いている現状を重要な課題と捉えた ところであり、アンケート結果からも、長期在籍による業務分担の偏りのほか、 キャリアの不安、人間関係への不満等の記述が多くあった。3年周期で一律に人 事異動を行うものではないが、原則として誰が異動してきてもある程度業務の継 続性を確保できるように各課、各係の運営をお願いしたい。技術職員の一般事務 職場への異動について、今後大規模事業を予定しており訂正してほしい、また、 社会情勢の変化により、一般技術職にも多様な業務が求められていることを追記 してほしいとの意見について、指摘のとおり修正した。部内応援職員について、 兼務職員を出した課に対する配慮は、基本的に送り出す部課と受け入れる部課の 間で行ってもらいたい。応援制度については、より実効性のある制度となるよう、 制度設計に取り組んでいく。「時差出勤制度窓口等の職員が不足することにより 市民サービスが低下する可能性も想定される。」は、低下する「と共に窓口業務 を補うことによる担当業務が遅延等する」可能性も想定されるとしてほしいとい う意見について、指摘のとおり修正した。「夏季休暇取得期間の拡大」について、 9月は議会があり夏季休暇が取りにくいため6月~10月に拡大してほしいとい う意見については、10月まで拡大した場合、予算業務のほか、人事異動で人の入 れ替わりもあり、各職場の業務運営に支障をきたす可能性もあることから、夏季 休暇については現行案のとおり6~9月への拡大としたい。

最後に、休暇制度や時差出勤制度の拡大に対する不安や各職場における不公平 感の是正をすべきとの意見については、人事異動である程度解消されると考えて いるが、原則として各職場での調整やマネジメントをお願いしたい。

本 部 長 質問・意見等なければ、本件については承認とし、他になければ第 403 回狛江 市行財政改革推進本部会議を終了する。